令和２年４月９日

なかはらこども園　保護者各位

社会福祉法人　種の会
なかはらこども園
園長　和田　千佳

緊急事態宣言・措置を受けて

昨日、政府及び兵庫県より「緊急事態宣言」が発令されました。この発令を受け、法人本部、なかはらこども園において協議の上、下記のような措置・対応を講じることとなりましたので保護者の皆様にお知らせ致します。

「規模を縮小し制限付き運営をします」（期間は令和2年4月14日（火）～5月6日（水））

これは**「子どもの命、ご家族の命を守る」**ことが最大の目的です。（法人内全施設において統一の見解です）これは政府が全国民に要請している**「外出自粛」「３密回避」「７～８割の人との接触回避」**に準ずるものと判断します。

幼稚園、小学校、中学校など子どもや児童にかかわるすべての学校や教育施設が「休校」となっているなかで「保育園・こども園」だけが国や府より事業継続を要請されています。**保育園・こども園は、三つの密（密閉、密集、密接）が常に伴う状況にあり、子ども自身が手洗い・うがい・マスク着用などを完璧にほどこすことも難しく、濃厚接触を回避することはほぼ不可能です。**

また、様々な職種や職場（地域）で就労を伴い、通勤や移動なども含めて、**不特定多数の人との接触を避けれない多くの保護者（保育者）が園の中を出入りします。**世の中がこれだけ危機的な状況にありながら、幼稚園や小学校以上に**感染リスクが高いと言えるなかで、保育園・こども園だけが事業継続を要請されている現状をご理解下さい。保育園・こども園という施設は非常に感染リスクが高く、クラスターが起きやすい施設であるという認識を持って下さい。**

保護者の方々のお仕事によっては、我々（保育従事者）同様、事業継続を要請されている方もいらっしゃると思います。**しかし、お仕事の前に、まず何よりもお子様の命のことを考えてあげて下さい。新型コロナウイルスの感染からお子様を守ることを第一に考えて下さい。**